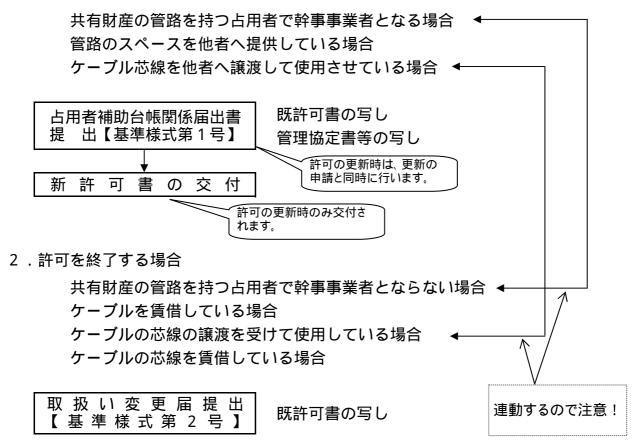
占用者補助台帳制度への切替に伴う手続きについて

本制度への切替えについては、下記とおり届出等が必要となりますので、所定の手続き をされますよう、お願いいたします。

記

1.許可を継続する場合



3. 知事が処分を行う案件について

知事が処分を行っている(行う)案件については、建設局河川部指導調整課へ直接 届け出てください。

4.新規の占用許可と同時に適用を受けるとき

新規の占用許可と同時に本制度の適用を受けるときは、河川法に基づく占用許可申請と同時に、「占用者補助台帳関係届出書」を提出してください。

なお、この場合における知事が処分を行う案件については、従来どおり建設事務所へ「知事宛て」の届出書を提出してください。